

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、天皇・皇后両陛下におかれましては、7月15日から27日まで、那須御用邸に行幸啓あそばされました。この間におきまして、私は、本県産の花等を献上し、御機嫌を奉伺いたしました。

次に、去る7月17日から18日にかけて県南部で発生した記録的な大雨により、河川の増水や土砂災害、住宅の浸水被害等が発生し、尊い人命が失われるなど、県民生活に甚大な被害が生じております。

亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、多数の住家被害が発生した足利市に対しまして、先月20日に災害救助法、翌21日に被災者生活再建支援法の適用を決定したところであります。

さらには、今会議に提出いたしました補正予算において、災害復旧に必要な経費を計上したところであり、引き続き、関係機関と緊密に連携しながら、被災された方々の1日も早い生活再建に向け、全力で取り組んで参ります。

次に、令和8年熊本地震や全国各地で発生した記録的な豪雨により多くの地域が被災し、現在、復旧・復興に向けた取組が進められております。

県といたしましては、熊本地震への対応として、DMATをはじめとする保健医療福祉活動チームや、県及び市町の職員を派遣したところであり、今後も大規模災害発生の際には、国や全国知事会をはじめ、

関係機関とも連携・協力しながら、必要な支援に取り組んで参ります。

次に、「文化と知」の創造拠点整備につきましては、事業内容の精査や適切な入札価格の設定等の検討を進めてきたところであり、今般、P F I 方式により整備する「特定事業」として選定いたしました。

引き続き、本県の文化振興の中核として、将来にわたり県民に愛され、誰もが誇りに思える拠点となるよう、事業の着実な推進に取り組んで参ります。

次に、栃木会館跡地整備事業についてであります。

本事業につきましては、跡地の利活用に係る事業者公募結果を踏まえ、優先交渉権者である株式会社足利銀行と今月10日に事業実施に関する基本協定書の締結を行ったところであります。

引き続き、本事業敷地の利活用が、周辺地域の活性化を図るとともに、県庁前にふさわしい魅力的な空間の創出につながるよう努めて参ります。

次に、国民の森林に対する愛情を育むことを目的として実施される全国植樹祭につきましては、招致に向けた活動に取り組んで参りました結果、このたび、令和12年度第80回全国植樹祭の本県開催が内定いたしました。

本県での開催は昭和57年度以来、約50年ぶりとなり、本県が誇る豊かな森林や美しい自然等の魅力を全国に発信する絶好の機会であります。

今後とも、関係機関と連携し、開催に向けた準備を着実に進めて参ります。

次に、本県での初開催を目指して参りました全国知事会議につきましては、去る 7 月に鳥取県で開催された当会議におきまして、令和 9 年度の本県開催が決定いたしました。

全国知事会議は、地方が直面する諸課題について全国の知事が議論を深め、その成果を国への提言等につなげる重要な会議であります。

本県開催を契機として、全国の自治体との連携をより一層深めながら、地方の声を国政に反映させる取組を推進するとともに、本県の魅力を全国に発信する機会となるよう準備を進めて参ります。

次に、先月アメリカで開催された第14回パンパシフィック水泳選手権におきまして、本県出身の松下知之選手が、競泳男子200メートル個人メドレー等の2種目で金メダルを獲得されるなど、輝かしい成績を収められました。

県では、その功績をたたえ、3度目となる栃木県スポーツ功労賞を授与することといたしました。

松下選手の今後のますますの活躍を心から期待しております。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算 2 件、条例 7 件、その他の議案 13 件の計 22 件であります。このほか認定 6 件、報告 4 件であります。

まず、第 1 号議案の一般会計補正予算（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「栃木県行財政改革大綱2026～2030」を踏まえつつ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、200億7,397万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、9,814億7,019万円となります。この財源といたしましては、新たに利子割清算金を計上するほか、国庫支出金、県債、諸収入等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、中東情勢・物価高騰への対応についてであります。

中東情勢の緊迫化による県内経済への影響を最小限にとどめるため、新たな融資制度を設け、中小企業者等の円滑な資金繰りを支援するとともに、製造コストの削減による企業の生産性向上を後押しするほか、経営再建を支援するための相談体制を整備することといたしました。

また、物価高騰による子育て世帯や県内事業者の負担を軽減するため、県立学校や私立学校、幼稚園等における給食食材費の高騰分に対する支援を行うとともに、農業者や交通事業者、社会福祉施設等に対する助成を実施することといたしました。

次に、安全で安心な暮らしの実現についてであります。

7月に実施した闇バイトに関する意識調査の結果を踏まえ、闇バイト防止に向けた緊急的な広報・啓発を実施するほか、クマによる人身被害を軽減するため、緊急銃猟対応体制の構築など市町の取組を支援することといたしました。

また、県単公共事業費等を追加計上し、緊急輸送道路等の保全をはじめ、中小河川等の堆積土除去や山間部の土砂流出防止対策、農業水利施設の整備補修などを進めるほか、指定避難所に指定されている県立高等学校の体育館について、バリアフリースイレを整備することに

より防災機能の向上を図って参ります。

さらに、地域におけるケアマネジメント提供体制を確保するため、居宅介護支援事業所等が行う介護支援専門員の安全確保対策を支援するとともに、障害福祉サービス事業所等における人材確保や生産性向上に向けた支援体制を構築するほか、持続可能な地域公共交通の実現に向けた政策の企画・立案を担う市町職員の育成等を実施することにより、交通空白解消につなげて参ります。

加えて、県南部での大雨により被災した公共土木施設等の復旧等に取り組むとともに、被害を受けた社会福祉施設等の復旧に向けた支援を実施することといたしました。

このほか、経済・社会の発展を支える人材の育成に向けた高校教育改革を先導する拠点校の創出や、令和9年度全国知事会議の開催準備に取り組むほか、県産米の消費拡大や県産いちごのブランド力の更なる向上に向け、農業団体が行うプロモーションを支援することといたしました。

第2号議案の流域下水道事業会計補正予算は、下水道資源化工場の運営に要する経費について補正するものであります。

第3号議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定める条例の全部を改正するものであります。

第4号議案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、

関係条例の整理をするものであります。

第5号議案は、人事院規則の改正に鑑み、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当等の支給日額の限度額を改定するため、職員の特殊勤務手当に関する条例及び栃木県公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、栃木県立衛生福祉大学校保健看護学部保健専攻科を設置するため、栃木県立衛生福祉大学校条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴い、栃木県次世代型路面電車システム整備事業支援基金条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県公安委員会委員大森亮一氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県公害審査会委員和地郁枝氏が2月26日に退職いたしましたので、その後任として林啓子氏を任命することについて、

議会の同意を求めるものであります。

第12号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変更について、議決を求めるものであります。

第13号議案から第15号議案までの3件は工事請負契約の締結について、第16号議案は製造請負契約の締結について、第17号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第18号議案から第22号議案までの5件は、流域下水道事業会計、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び用地造成事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号から報告第3号までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第4号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。